

相続税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(障害者非課税信託申告書の添付書類の提出の特例)

第五条の二 施行令第四条の十七第三項に規定する添付書類に記載されている事項を電磁的方法(同条第一項に規定する電磁的方法をいう。)により提供する特定障害者は、施行令第四条の十第一項に規定する受託者の営業所等に対し、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第五条第三項第二号(電子情報処理組織による申請等)に規定する方法により作成した当該添付書類に記載されている事項が記録された同号に規定する電磁的記録を障害者非課税信託申告書に記載すべき事項と併せて提供しなければならない。

(受託者の変更等があつた場合に提出すべき書類の記載事項)

第六条 施行令第四条の十八第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する事項のほか次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務の全部の移管がされた施行令第四条の十八第一項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地(受託者の変更により当該移管がされた場合には、当該移管がされた同項に規定する他の受託者の名称及び所在地並びに当該移管先の営業所等の名称及び所在地)及び法人番号並びにその移管がされた年月日
- 二 六 省 略

(受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等)

第七条 受託者の営業所等の長は、その作成した施行令第四条の二十第一項に規定する帳簿並びに障害者非課税信託申告書(当該障害者非課税信託申告書に添付された施行令第四条の十第一項に規定する財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。)、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び施行令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書(次項及び次条において「障害者非課税信託に関する異動申告書」という。)の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて財産の信託が

(受託者の変更等があつた場合に提出すべき書類の記載事項)

第六条 施行令第四条の十七第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する事項のほか次に掲げる事項を記載した書類とする。

- 一 特定障害者扶養信託契約に基づく信託に関する事務の全部の移管がされた施行令第四条の十七第一項に規定する移管先の営業所等の名称、所在地(受託者の変更により当該移管がされた場合には、当該移管がされた同項に規定する他の受託者の名称及び所在地並びに当該移管先の営業所等の名称及び所在地)及び法人番号並びにその移管がされた年月日
- 二 六 同 上

(受託者の営業所等における帳簿書類の整理保存等)

第七条 受託者の営業所等の長は、その作成した施行令第四条の十九第一項に規定する帳簿並びに障害者非課税信託申告書(当該障害者非課税信託申告書に添付された施行令第四条の十第一項に規定する財務省令で定める書類を含む。次項において同じ。)、障害者非課税信託取消申告書、障害者非課税信託廃止申告書及び施行令第四条の十六第三項に規定する障害者非課税信託に関する異動申告書(次項及び次条において「障害者非課税信託に関する異動申告書」という。)の写しを、各人別に整理し、当該帳簿及びこれらの申告書に係る特定障害者扶養信託契約に基づいて財産の信託が

された日から五年を経過する日の属する年の十二月三十一日又は当該信託が終了した日の属する年の翌年十二月三十一日のいずれか遅い日まで保存しなければならぬ。

2 省 略

（相続時精算課税選択届出書の添付書類）

第十一条 省 略

2 施行令第五条の六第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 省 略

（耐用年数）

第十二条の二 施行令第五条の七第二項に規定する財務省令で定める耐用年数は、配偶者居住権の目的となつて建物の全部が住宅用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定める耐用年数とする。

（配偶者の平均余命）

第十二条の三 施行令第五条の七第三項第一号に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命とする。

（定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命）

第十二条の六 施行令第五条の八に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）とする。

（贈与税の申告書の記載事項）

第十七条 法第二十八条第一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・九 省 略

2・3 省 略

された日から五年を経過する日の属する年の十二月三十一日又は当該信託が終了した日の属する年の翌年十二月三十一日のいずれか遅い日まで保存しなければならぬ。

2 同 上

（相続時精算課税選択届出書の添付書類）

第十一条 同 上

2 施行令第五条の七第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 同 上

（耐用年数）

第十二条の二 施行令第五条の八第二項に規定する財務省令で定める耐用年数は、配偶者居住権の目的となつて建物の全部が住宅用であるものとした場合における当該建物に係る減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）に定める耐用年数とする。

（配偶者の平均余命）

第十二条の三 施行令第五条の八第三項第一号に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命とする。

（定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命）

第十二条の六 施行令第五条の九に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）とする。

（贈与税の申告書の記載事項）

第十七条 法第二十八条第一項（同条第六項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第三項において同じ。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・九 同 上

2・3 同 上

(延納申請書等の記載事項等)

第二十条 法第三十九条第一項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合において、法第五十二条第一項第一号イ又はロに規定する場合に該当するときは、第五号又は第六号に掲げる事項については、延納を求めようとする相続税額を施行令第十四条第二項に規定する不動産等に係る延納相続税額又は法第五十二条第一項第一号ロに掲げる税額とその他の部分の延納相続税額とに区分した内訳並びに当該区分した延納相続税額に係る同号イ又はロに定める割合、期間、分納税額及び納期限を併せて記載しなければならない。

一 六 省 略

七 法第三十八条第四項ただし書の規定に該当しない場合には、担保を提供する旨（納税義務者以外の第三者が担保を提供する場合には、当該第三者のその旨及び氏名又は名称）並びに担保の種類、数量、価額及びその所在場所（その担保が保証人の保証である場合には、その保証人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

八 省 略

2 5 7 省 略

(物納申請書等の記載事項等)

第二十二條 省 略

2 省 略

3 前項第一号に掲げる財産が次の各号に掲げる場合に該当する場合には、同項第一号に定める書類のほか、当該各号に定める書類を物納手続関係書類として提出しなければならない。

一 物納申請土地に土地使用収益権が設定されている場合又は設定されることとなる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 当該土地の上に建物が存しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 省 略

(延納申請書等の記載事項等)

第二十条 同 上

一 六 同 上

七 法第三十八条第四項ただし書の規定に該当しない場合には、担保を提供する旨（納税義務者以外の第三者が担保を提供する場合には、当該第三者のその旨及び記名押印）並びに担保の種類、数量、価額及びその所在場所（その担保が保証人の保証である場合には、その保証人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）

八 同 上

2 5 7 同 上

(物納申請書等の記載事項等)

第二十二條 同 上

2 同 上

3 同 上

一 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類

(i) 省 略

(v) 省 略

(vi) 法第四十二条第二項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出期限（法第四十八条の二第六項において準用する場合には、同条第三項の提出があつた日の翌日から起算して一年以内に当該申請に係る物納の許可がされない場合において、税務署長が提出を求めたときには、その求めた日前三月間の地代の支払状況が確認できる書類（当該三月間に地代の支払期限がない場合には、直前の支払期限に係る支払状況が確認できる書類）を提出することを約する書類）

(vii) 省 略

ロ 省 略

二 省 略

4 第二項第二号に掲げる財産が次の各号に掲げる建物に該当する場合には、同項第二号に定める書類のほか、当該各号に定める書類を物納手続関係書類として提出しなければならない。

一 省 略

二 その敷地に借地権が設定されている建物 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ ロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる書類（建物に賃借人がいない場合には、(6)に掲げるものを除く。）

(1) 省 略

(4) 省 略

(5) 敷地の所有者が当該借地権の譲渡を承諾する旨の書類（当該所有者が自署し、又は自己の印を押しているものに限る。）

(6) 省 略

ロ 省 略

5 省 略

9 省 略

（贈与税の申告内容の開示請求書の記載事項等）

第二十九条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、法第二十一条の十七又は第二十一条の十八の規定により納税に係る権利又は義務の承継をした者が法第四十九条第一項

(2) 同 上

(i) 同 上

(v) 同 上

(vi) 法第四十二条第二項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する申請書の提出期限（法第四十八条の二第六項において準用する場合には、同条第三項の提出があつた日の翌日から起算して一年以内に当該申請に係る物納の許可がされない場合には、税務署長が提出を求めたときには、その求めた日前三月間の地代の支払状況が確認できる書類（当該三月間に地代の支払期限がない場合には、直前の支払期限に係る支払状況が確認できる書類）を提出することを約する書類）

(vii) 同 上

ロ 同 上

二 同 上

4 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

(1) 同 上

(4) 同 上

(5) 敷地の所有者が当該借地権の譲渡を承諾する旨の書類（当該所有者が自署し、又は自己の印を押しているものに限る。）

(6) 同 上

ロ 同 上

5 同 上

9 同 上

（贈与税の申告内容の開示請求書の記載事項等）

第二十九条 同 上

2 同 上

の規定により開示の請求をする場合における前項の財務省令で定める事項は、同項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 省 略

二 当該承継をした全ての者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）並びに前号の承継された者との続柄

3 省 略

4 施行令第二十七条第一項に規定する財務省令で定める書類は、対象共同相続人等ごとの次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 対象共同相続人等が第一項第四号の被相続人の相続人である場合にイに掲げる書類又はロ及びハに掲げる書類

イ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署しているものに限る。）の写しその他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ロ・ハ 省 略

二・三 省 略

5 施行令第二十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げるいずれかの書類

イ 省 略

ロ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署しているものに限る。）の写しその他の書類で開示請求者が第一項第四号の被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ハ・ニ 省 略

6 第二項に規定する場合における施行令第二十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項に掲げる書類のほか、戸籍の謄本又は抄本その他の書類で第二項第一号の納税に係る権利又は義務を承継された者の全ての相続人を明らかにする書類とする。

一 同 上

二 当該承継をしたすべての者の氏名、住所又は居所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所又は居所）並びに前号の承継された者との続柄

3 同 上

4 同 上

一 同 上

イ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係るすべての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の書類で当該対象共同相続人等が当該被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ロ・ハ 同 上

二・三 同 上

5 同 上

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 財産の分割の協議に関する書類（当該書類に当該相続に係るすべての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限る。）の写しその他の書類で開示請求者が第一項第四号の被相続人から相続により財産を取得していることを証する書類

ハ・ニ 同 上

6 第二項に規定する場合における施行令第二十七条第二項に規定する財務省令で定める書類は、前項に掲げる書類のほか、戸籍の謄本又は抄本その他の書類で第二項第一号の納税に係る権利又は義務を承継された者のすべての相続人を明らかにする書類とする。

7 省略

(調書の記載事項等)

第三十条 省略

258 省略

9 調書を提出すべき者が法第五十九条第五項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項、第十一項及び第十四項第三号において「記載事項」という。)を同条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条(事前届出等)の規定の例による。

10 法第五十九条第五項第一号に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項の規定の例により届出をした者 同令第五条第一項(電子情報処理組織による申請等)の定めるところにより記載事項を送信する方法

二 国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第五項の規定の例により届出をした者 同令第五条の二第一項(電子情報処理組織による申請等)の定めるところにより、記載事項を同項に規定する特定ファイルに記録し、かつ、法第五十九条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長(当該届出をした者が同条第七項の承認を受けている場合には、第十五項に規定する税務署長)に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

11 前項第二号に定める方法により記載事項を提供する者は、同号に規定する特定ファイルに記録した当該記載事項の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を同号の権限を付与した状態で、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

7 同上

(調書の記載事項等)

第三十条 同上

258 同上

9 調書を提出すべき者が法第五十九条第五項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項及び第十三項において「記載事項」という。)を同条第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号)第四条(事前届出等)の規定の例による。

10 法第五十九条第五項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項(電子情報処理組織による申請等)の定めるところにより記載事項を送信する方法とする。

15| 14| 13| 12|
省 省 省 省
略 略 略 略

14| 13| 12| 11|
同 同 同 同
上 上 上 上

第一号書式

障害者非課税信託申告書
(表部分の改正については省略)

備考 省略

第二号書式

障害者非課税信託取消申告書
(表部分の改正については省略)

備考 省略

第三号書式

障害者非課税信託廃止申告書
(表部分の改正については省略)

備考 省略

第四号書式

障害者非課税信託に関する異動申告書
(表部分の改正については省略)

備考 省略

第一号書式

障害者非課税信託申告書
(表部分の改正については省略)

備考 同左

第二号書式

障害者非課税信託取消申告書
(表部分の改正については省略)

備考 同左

第三号書式

障害者非課税信託廃止申告書
(表部分の改正については省略)

備考 同左

第四号書式

障害者非課税信託に関する異動申告書
(表部分の改正については省略)

備考 同左

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条の規定 令和三年十月一日
- 二 第三十条第九項の改正規定（「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削る部分を除く。）、同条第十項の改正規定及び同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十項の次に一項を加える改正規定 令和四年一月一日

(調書の提出方法に関する経過措置)

第二条 改正後の相続税法施行規則（以下「新規則」という。）第三十条第十項第二号に定める方法により同条第九項に規定する記載事項を提供しようとする者は、令和四年一月一日前においても、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（令和三年財務省令第三十二号）による改正後の国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第五項の規定の例により、その届出その他必要な行為をすることができ、この場合において、当該届出は、同日において新規則第三十条第九項の規定により行われたものとみなす。

(書式に関する経過措置)

第三条 新規則第一号書式から第四号書式までに定める書式は、当分の間、改正前の相続税法施行規則第一号書式から第四号書式までに定める申告書をもってこれに代えることができる。